

能代市建設工事等競争入札心得

令和5年10月1日以降適用

(趣旨)

第1 この心得は、能代市が発注する建設工事、建設コンサルタント等の請負又は委託契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分熟知の上、入札に参加して下さい。

(法令等の遵守)

第2 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、能代市財務規則その他関係法令及び設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、遵守しなければならない。

(入札保証金)

第3 入札参加者は、入札前に入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券の提供又は金融機関の保証をもって、入札保証金の納付に代えることができる。また、次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合があります。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 入札参加者が過去2年間の間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (3) (2)に準ずるものであって、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の取止め等)

第4 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

第5 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合がある。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穩の行動をなす者

(入札の辞退)

第6 競争入札において、入札参加者は入札の執行の完了（落札者の決定）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届を書面で提出しなければならない。ただし、電子入札においては、次の各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届（別紙様式）を市長に持参又は郵送等により提出すること。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第7 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、又は契約担当者の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによる。

3 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税を除

いた金額とすること。

(入札書の書換等の禁止)

第8 入札参加者はその提出した入札書の書換え引換又は撤回をすることができない。

(無効の入札)

第9 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 参加資格の無い者のした入札書
- (2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札書
- (3) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (4) 入札書記載の金額を訂正したもの
- (5) 事前に予定価格を公表した場合、その金額を上回って記載した入札書
- (6) 入札書に記名押印のないもの(電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (7) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (8) 入札書提出時に見積内訳書の添付を求めているにも関わらず、見積内訳書を添付しない入札書
- (9) (8)の見積内訳書が、金額その他記載内容が明らかでない見積内訳書を添付した入札書
- (10) (8)の見積内訳書の合計金額が入札金額と一致しない入札書
- (11) 入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者(電子入札システムにより入札した者を除く。)は開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第11 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落

札者とする場合がある。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者を決定したときは、直ちに口頭、書面又は電子入札システムによりその旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札においては、くじは電子入札システムによる抽選により行う。

- 2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第13 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとする。ただし、入札の回数を別に定めた場合はこの限りではない。

- 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第9第1号から第10号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
- (2) 第9第11号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの
- (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者

- 3 第4及び第6の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(契約保証金)

第14 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければならない。ただし有価証券の提供又は金融機関の保証、保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除される場合があります。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行等が工事履行保証契約を締結した

とき

- (3) 契約者が過去2年間の間に市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に実行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

- (4) その他特に必要ないと認めるとき

(契約書の提出)

第15 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から7日以内（閉庁日を除く）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第16 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第17 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。